

厚生労働省発健0406第2号

平成24年4月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成24年度水道水源開発等施設整備費（全国防災）の  
国庫補助について

標記補助金の交付については、別紙「平成24年度水道水源開発等施設整備費国庫補助金（全国防災）交付要綱」により行うこととされ、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内関係水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知につき配慮願いたい。

## 別紙

### 平成24年度水道水源開発等施設整備費国庫補助金(全国防災)交付要綱

#### (通則)

第1 水道水源開発等施設整備費国庫補助金(全国防災)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (定義)

#### 第2

- (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条に規定するものをいう。
- (2) ライフライン機能強化等事業とは、緊急時給水拠点確保等事業、水道管路耐震化等推進事業をいう。
  - ア 「緊急時給水拠点確保等事業」とは、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業(補強又は改築・更新)をいう。
  - イ 「水道管路耐震化等推進事業」とは、老朽化した鑄鉄管等の更新事業、厚生労働大臣が必要と認める対象区域において、直結給水(3階以上の建物に受水槽を使用せず直結給水することをいう。)を可能とするために必要な施設整備を行う事業、鉛製の水道管を更新する事業及び管路において災害復旧を実施した部分から厚生労働大臣が認める区間までを耐震化する事業をいう。
- (3) 「資本単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設(注1)の整

備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{受水分資本費 (注2)}}{\text{総有収水量}}$$

総有収水量

(注1) 水道水源開発施設又は水道広域化施設とは、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱（昭和63年5月20日厚生省生衛発第877号厚生事務次官通知の別紙）第2に規定する水道施設をいう。

(注2) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあつて、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{水道用水供給事業の資本費} \times \text{当該水道事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

水道用水供給事業の計画給水量

(交付の対象)

第3 この補助金は、市町村（一部事務組合を含む。以下「補助事業者」という。）が行う、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の施策であつて、その水道事業（給水人口が5,001人以上のものに限る。）又は水道用水供給事業の用に供するライフライン機能強化等事業を行う場合において、当該施設が水道法第5条に規定する施設基準に適合し、かつ、別表第1の第2欄に掲げる採択基準に該当するときに、同表の第4欄に掲げる施設を整備するための事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第10条第1項の規定により整備した施設を補助事業者が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）（以下「補助対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。ただし、補助対象事業に要する費用（複数年度にわたつて継続実施される事業（国庫補助対象となる事業に限る。）にあつては、

当該複数年度全体の事業に要する費用の合計。)が10,000千円に満たないものを除く。

(補助対象事業費)

#### 第4

- 1 この補助金の交付の対象となる事業費(以下「補助対象事業費」という。)は、別表第2に定める算定基準により、それぞれ算定された額(実支出額がその算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額とする。)の合計額とする。
- 2 PFI事業の実支出額は、別表第1の第4欄に掲げる施設を補助事業者が買収するために必要な費用(施設の維持・管理費用及び金利分を除く。)とする。
- 3 基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)の補助対象事業費は、水道法第5条に規定する施設基準に準拠して算定される標準的な費用(実支出額がその費用より少ないときは、実支出額とする。)とする。
- 4 市町村合併前に採択された事業であって、市町村合併に伴い統合した水道事業者等の資本単価等が変動し、補助対象外となり、又は補助率が低くなる事業については、採択時の補助率を適用する。ただし、平成22年3月31日までに市町村の合併が行われた場合であって、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限る。

(交付額の算定方法)

- 第5 この補助金の交付額は、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額(給水区域内住民の拠出又はこれに準ずる拠出による収入額を除く。)を控除した額を比較していずれか少ない方の額(以下「国庫補助基本額」という。)に、別表第1に掲げる区分ごとに、補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、基幹水道構造物の耐震化事業(改築・更新事業に限る。)に係る補助金の交付額は、別添1により算出した基準事業費と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額(給水区域

内住民の抛出又はこれに準ずる抛出による収入額を除く。)を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、別表第1に掲げる率を乗じて得た額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切捨てるものとする。

(交付の条件)

第6 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

#### 1 事業計画の変更

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物(取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設(管きよを除く。))をいう。)について、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

(イ) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

(ウ) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計(変更設計を含む。)に基づく工事の程度を著しく変更するもの

イ 管きよ(構造物の附帯設備である管きよを除く。)にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施行延長の30%以上の増減が生じた場合

ウ 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

(イ) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%

を超える変更をしようとする場合

- (2) (1)により承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付して厚生労働大臣に提出するものとする。

## 2 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式5により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。ただし、(1)の場合は当該年度の2月20日までに報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合
- (2) 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合
- (3) 補助対象事業が災害を受けた場合
- (4) 工事竣工期日が30日以上遅延する場合

## 3 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式5による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを厚生労働大臣に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

## 4 状況報告

- (1) 当該事業年度における各四半期（第4・四半期を除く。）ごとの事業の進捗状況について、当該期間経過後15日以内に、別紙様式6により事業遂行状況報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

## 5 財産処分の制限

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であつ

てその単価が50万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

## 6 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

## 7 事業の経理

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式8による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

## 8 契約時の措置

工事契約締結の際は「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

(申請手続)

第7 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式2に関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

3 補助事業者は、1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入

れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

#### （変更申請手続）

第8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

#### （交付決定の通知）

第9 都道府県知事は、第7の1に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、補助事業者に対し別紙様式3又は別紙様式4により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

#### （補助金の概算払い）

第10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いすることができる。

#### （交付決定までの標準的期間）

第11 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

#### （実績報告）

第12 この補助金の事業実績報告は、別紙様式9による事業実績報告書に係る

書類を添えて、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、平成25年4月30日までに別紙様式10による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、第7の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定の通知）

第13 都道府県知事は、第12の1の事業実績報告書の内容を審査の上、交付額の確定を行い、補助事業者に対し別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14 補助事業者は、第7の3ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第12の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式7により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

（その他）

第15 特別の事情により第3、第4、第5、第7、第8、第9、第12及び第13に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 区 分	2 国庫補助採択基準	3 補助率	4 国庫補助対象施設	備 考
ライフライン機能強化等事業費 緊急時給水拠点確保等事業費	<p>次の1～7のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>なお、本事業において「地震対策等地域」とは、次のⅠ～Ⅲの地域をいう。</p> <p>Ⅰ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は東南海・南海地震対策特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>Ⅱ 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域</p> <p>Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。</p>			
	<p>1 配水池</p> <p>次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。</p> <p>ただし、平成15年度以前に採択された事業については、なお従前のおりとする。</p> <p>(2) 資本単価が90円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。</p> <p>(3) 地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかにおける事業であること。</p>	1 / 3	<p>1 配水池</p> <p>配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設</p> <p>(1) 送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</p> <p>(2) 塩素注入設備</p> <p>(3) 計装設備</p> <p>(4) 仕切弁、緊急遮断弁等</p> <p>(5) ポンプ</p>	
	<p>2 緊急時用連絡管</p> <p>緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の場合場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 資本単価が90円/㎡以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。</p> <p>イ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。</p>	1 / 3	<p>2 緊急時用連絡管</p> <p>(1) 導水管</p> <p>(2) 送水管</p> <p>(3) 配水管</p> <p>(4) ポンプ</p> <p>(5) 計装機器</p> <p>(6) その他必要な施設</p>	
<p>3 貯留施設</p> <p>送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業であ</p>	1 / 3	<p>3 貯留施設</p> <p>貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設</p>		

	<p>って、次の(1)～(3)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／<math>\text{m}^3</math>以上、水道用水供給事業にあつては70円／<math>\text{m}^3</math>以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／<math>\text{m}^3</math>以上、水道用水供給事業にあつては50円／<math>\text{m}^3</math>以上であること。</p> <p>(2) 既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。</p> <p>(3) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>		<p>(1) 貯水施設</p> <p>(2) 配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</p> <p>(3) 給水管、給水栓、給水ポンプ（ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。）</p>	
	<p>4 緊急遮断弁</p> <p>緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であつて、次の(1)(2)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／<math>\text{m}^3</math>以上、水道用水供給事業にあつては70円／<math>\text{m}^3</math>以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／<math>\text{m}^3</math>以上、水道用水供給事業にあつては50円／<math>\text{m}^3</math>以上であること。</p> <p>(2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>	1 / 3	<p>4 緊急遮断弁</p> <p>緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設</p> <p>(1) 緊急遮断弁（作動スイッチを含む。）</p> <p>(2) 非常用電源設備</p> <p>(3) 伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。）</p>	
	<p>5 大容量送水管</p> <p>緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であつて、次の(1)(2)のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水道課長通知を参照）の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に10日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。</p> <p>(1) 資本単価が、水道事業にあつては90円／<math>\text{m}^3</math>以上、水道用水供給事業にあつては70円／<math>\text{m}^3</math>以上であること。</p> <p>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／<math>\text{m}^3</math>以上、水道用水供給事業にあつては50円／<math>\text{m}^3</math>以上であること。</p> <p>(2) 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p>	1 / 3	<p>5 大容量送水管</p> <p>送水管及び立坑施設</p>	
	<p>6 重要給水施設配水管</p> <p>基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であつて、耐震機能を有するものを整備する次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p>	1 / 3	<p>6 重要給水施設配水管</p> <p>重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設</p>	

ア 資本単価が90円／ $\text{m}^3$ 以上であること。  
 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円／ $\text{m}^3$ 以上であること。

イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。

ウ 給水人口5万人以上の水道事業者が整備する場合にあつては、次のaに該当し、かつ、b～dのいずれかに該当する水道事業者であること。なお、c及びdは、平成30年度までの時限措置とする。

a 地震対策等地域のI又はIIのいずれかの地域における事業であること。

b 1か月に10 $\text{m}^3$ 使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者。

c 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。

d 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。

(2) 厚生労働大臣が認める重要給水配水管事業であるもの。

7 基幹水道構造物の耐震化事業  
 配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること。

(1) 次のいずれにも該当する事業

ア 資本単価が水道事業にあつては90円／ $\text{m}^3$ 以上、水道用水供給事業にあつては70円／ $\text{m}^3$ 以上であること。  
 ただし、平成21年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては70円／ $\text{m}^3$ 以上、水道用水供給事業にあつては50円／ $\text{m}^3$ 以上であること。

イ 地方公営企業法施行規則第7条に定める法定耐用年数以内の施設であること。

ウ 平成9年度以前に建築された施設であること。

エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発

1 / 3

7 基幹水道構造物の耐震化事業  
 (1) 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）  
 (2) その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設

	<p>生ずる確率が低い、大きな強度を有する地震動(レベル2地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</p> <p>オ 地震対策等地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>(2) 厚生労働大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの。</p>			
			<p>8 1 から 7 に掲げる施設には、昭和63年5月20日厚生省生衛第877号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」の水道広域化施設整備費の国庫補助対象となる施設は含まないものとする。</p>	
<p>水道管路耐震化等推進事業費</p>	<p>次の1～4のいずれかに該当する事業であること。</p> <p>なお、1の事業において「地震対策地域」とは、次のⅠ、Ⅱの地域をいう。</p> <p>Ⅰ 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は東南海・南海地震対策特別措置法(平成14年法律第92号)第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>Ⅱ 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域</p>			
	<p>1 老朽管更新事業</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>ア 地震対策として行う更新事業であって、次のaに該当し、かつ、b～fのいずれかに該当すること。ただし、dについては平成25年度まで、eについては平成30年度までの時限措置とする。</p> <p>a 地震対策地域のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</p> <p>b 給水人口が5万人未満の水道事業者。</p> <p>c 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、1か月に10m<sup>3</sup>使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者。</p> <p>d 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における铸铁管、コンクリート管の更新事業に限る。</p> <p>① 基幹管路における「布設後20年以上経過した铸铁管、コンクリート管」(次の②において「老朽管」という。)</p>	<p>1 / 3</p> <p>(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル铸铁管の更新事業にあっては、1 / 4)</p>	<p>布設後20年以上経過した塩化ビニル管(接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。)、铸铁管及びコンクリート管並びに、布設後30年以上経過したダクタイル铸铁管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。</p> <p>(1) 導水管</p> <p>(2) 送水管</p> <p>(3) 配水管</p> <p>ただし、塩化ビニル管及びダクタイル铸铁管については基幹管路(導水管、送水管、配水本管)に布設されているものに限る。</p>	

が、基幹管路延長の10%以上残存している水道事業者。

② 単年度あたり、基幹管路延長の1.5%以上又は5 km以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者。

e 給水人口が5万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者。

① 平成21年度以降に他の水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者。

② 水道事業（給水人口5,000人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成30年度までに統合する計画であるものに限る。

f 水道用水供給事業者であること。

イ 水道事業で資本単価90円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価70円/㎡以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価160円/㎡以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価80円/㎡以上であること。また、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあつては資本単価が70円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては資本単価が50円/㎡以上であること。

ウ 給水区域全体の老朽管の現状、更新の基本方針、更新対象管路の位置を示す図画等を記載した老朽管路更新計画を作成すること。

(2) (1)に該当する事業であつて、水道事業で資本単価140円/㎡以上、又は水道用水供給事業で資本単価100円/㎡以上であること。また、平成10年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価230円/㎡以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価130円/㎡以上であること。

1 / 2  
(ただし、平成21年度以前に採択された事業及びダクタイル鋳鉄管の更新事業にあつては、1 / 3)

(3) 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業であること。

1 / 4

	<p>2 管路近代化事業 直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 別添2の管路近代化計画に基づき施行される事業であって、過去において本補助金が交付された計画が達成されている水道事業者が行う事業ではないこと。</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水対象人口が10万人を限度とするものであること。</p> <p>(3) 資本単価140円/㎡以上であること。</p>	1 / 3	<p>次に掲げる事業であること。</p> <p>(1) 石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、鋳鉄管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。）</p> <p>(2) ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新</p> <p>(3) その他必要と認める附帯施設</p>	
	<p>3 鉛管更新事業 鉛管の更新事業であって、資本単価90円/㎡以上であるもの。ただし、平成21年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70円/㎡以上であること。</p>	1 / 3	<p>鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。</p> <p>(1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管</p>	
	<p>4 基幹管路耐震化整備事業費 次のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>(1) 災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。</p> <p>(2) 原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。</p> <p>(3) 更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること。</p>	1 / 2	<p>次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の(3)のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。</p> <p>(1) 導水管 (2) 送水管 (3) 配水管（次のいずれかに該当するものに限る。）</p> <p>ア 給水人口50万人以上の水道事業者においては、口径200mm以上の配水管</p> <p>イ 給水人口25万人以上50万人未満の水道事業者においては、口径150mm以上の配水管</p> <p>ウ 給水人口25万人未満の水道事業者においては、口径125mm以上の配水管</p> <p>エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管</p>	

(注1) 「用水単価」とは、水道水源開発施設又は水道広域化施設の整備を行う水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の算出式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{減価償却費} + \text{支払利息} + \text{経営費}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあつては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

(注2) 第5の「別表第1に掲げる率」は第3欄の補助率をいう。

別添 1

ライフライン機能強化等事業費に係る基準事業費

基準事業費は、次に示す基準単価及び基準事業費算定方式に基づいて、別表「基準事業費算定明細書」を用いて算出する。

〔基準単価〕

区 分	有 効 容 量 (m <sup>3</sup> )	
	～ 1,500 m <sup>3</sup> 以下	1,500 m <sup>3</sup> 超～
改 築 ・ 更 新 事 業	40,000 円/m <sup>3</sup>	20,000 円/m <sup>3</sup>

〔基準事業費算定方式〕

補助対象施設の有効容量に応じて、それぞれ該当する有効容量区分ごとの基準単価を乗じて得た額の合計額に交付年度の実施率(注)を乗じた額を基準事業費とする。

$$(注) 実施率 = \frac{\text{補助事業費}}{\text{全体事業費(事業開始から完了までの事業総額)}}$$

※小数点以下第 4 位四捨五入

※事業費は、総事業費から寄附金その他の収入額又は単独事業費を控除した額とする。

(算定例)

有効容量 3,200 m<sup>3</sup>で改築・更新事業の場合

$$\{(40,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,500 \text{ m}^3) + (20,000 \text{ 円/m}^3 \times 1,700 \text{ m}^3)\} \times 0.236 (\text{実施率}) = 22,184 \text{ 千円}$$

$$\text{実施率} = \frac{35,900 \text{ 千円}}{152,000 \text{ 千円}} = 0.236$$

$$(\text{補助年度事業費}) \quad (\text{全体事業費})$$

別 表

基準事業費算定明細書

補助事業者名	事業名		改築・更新事業
施設名	有効容量		
算定内訳			
有効容量 (a)	基準単価 (b)		基準事業費 (a × b)
ア ～ 1,500 m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup>	40,000 円/m <sup>3</sup> 円	千円
イ 1,500 m <sup>3</sup> 超～	m <sup>3</sup>	20,000 円/m <sup>3</sup> 円	千円
ウ 合計(ア～イ)	m <sup>3</sup>	—	(A) (千円未満四捨五入) 千円
実施率			
年度事業費	全体事業費	(B) (小数点以下第 4 位四捨五入)	
( 千円) ÷ ( 千円) = ( )			
基準事業費 (A) ( 千円) × (B) ( 千円) = ( 千円未満切捨て) 千円			
補助実績(見込み)			
年度区分	各年度事業費	全体事業費	実施率
	千円	千円	国庫補助額 千円
全 体			

(注) 実施率欄の合計は、事業完了年度に原則として「1.000」になる。

## 別添 2

### 管路近代化計画について

#### 1 計画策定の趣旨

直結給水を可能にするための水道管路の布設替え等の事業のうち、国庫補助対象として行う事業について、その事業を効果的、効率的かつ計画的に実施するために計画を策定する。

#### 2 計画書の記載内容

- (1) 事業実施区域（直結給水区域・給水対象人口を明示）
- (2) 事業実施期間（5年以内の計画を記入し、年度別事業実施予定・直結給水実現予定日等を明示すること。）
- (3) 直結給水を行う理由（必要性）及び効果
- (4) 事業内容
  - ア 管路更新計画の内容・説明
  - イ 更新前後の管路の種類等及び距離
  - ウ 増強前後のポンプその他の水圧調整施設の種類及び能力
  - エ 増強前後の電気計装の種類及び能力
  - オ その他必要と認められる附帯施設

#### 3 添付書類

- (1) 配水管網計算書
- (2) 管網計算図
- (3) 管路図
- (4) 都市計画図

別表第2

費目	種目	細分	算定方法	説明
工事費	1 本工事費	材料費	直接工事費のうち、材料費については、別に定める主要資材単価表を標準とすること。	「本工事費」とは、当該施設の工事を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。
		労務費	直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。	
		直接経費	直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料（工事施工に直接必要とする分）、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。	
		共通仮設費	間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な接機器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。 また、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省健康局長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」（以下「歩掛表」という。）に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。 「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、仮設費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。
		現場管理費	現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。 なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。	「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。
	2 附帯工事費		附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。	「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。
	3 用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。	「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得または貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の

事務費	4 調査費	調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。	物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。  「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。
	5 機械器具費	機械器具費については、適正な実支出額とする。	「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。 なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。
	6 営繕費	営繕費については直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が 1,000万円以下の場合 5. 0% (2) 合計額が 1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 4. 0% (3) 合計額が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 3. 0% (4) 合計額が10,000万円をこえる場合 2. 0%	「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。 なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。
	7 工事雑費	工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に直接施工のものにあつては4.0%請負施工のものにあつては1.5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。	「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であつて、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から貸金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。
		事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 合計額が1,000万円以下の場合 5. 5% (2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 3. 5% (3) 合計額が3,000万円をこえ3億円以下の場合 2. 5% (4) 合計額が3億円をこえ20億円以下の場合 2. 0% (5) 合計額が20億円をこえる場合 1. 5%	「事務費」とは、補助事業者が事業施行のため直接必要な事務に要する費用であつて、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。 ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。